

第五十九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表七十九の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二百五条第一項」を「第六十三条の五十九第一項」に改め、「容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の下に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の改正に伴い、引用する法律名及び引用条文を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。